

がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における疾病等について

○ 労働基準法施行規則別表第 1 の 2 第 7 号

「がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における疾病」

1. ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍
2. ベータ-ナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍
3. 4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍
4. 4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍
5. ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による肺がん
6. ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん
7. 石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫
8. ベンゼンにさらされる業務による白血病
9. 塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫
10. 電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫又は甲状腺がん
11. オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍
12. マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍
13. コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん
14. クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん
15. ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん
16. 砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん
17. すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん
18. 1 から 17 までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病

○ 労働基準法施行規則別表第 1 の 2 第 8 号の規定に基づく厚生労働大臣の指定する疾病

- 一 超硬合金の粉じんを飛散する場所における業務による気管支肺疾患
- 二 亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん
- 三 ジアニシジンにさらされる業務による尿路系腫瘍